

議員提出議案第6号

生駒市立幼稚園預かり保育条例の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

令和2年6月 日

提出者 改正大祐

賛成者 中浦新悟

〃 塩見牧子

〃 松本守夫

〃 神山聡

生駒市立幼稚園預かり保育条例

(目的)

第1条 この条例は、生駒市立学校設置条例（平成20年3月生駒市条例第6号）第2条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）において預かり保育を実施することにより、園児の健やかな成長を図り、もって保護者の子育てを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 園児 幼稚園に通園する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 預かり保育 学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程に係る教育時間外の時間帯並びに生駒市立幼稚園規則（昭和46年2月生駒市教育委員会規則第1号）第3条第1項第3号に規定する夏期休園日、同項第4号に規定する冬期休園日及び同項第5号に規定する春期休園日（以下これらを「三期休園日」という。）に、保護者が希望するものを対象として園児が在園する幼稚園において行う教育をいう。

(預かり保育の実施)

第3条 生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、幼稚園において預かり保育を実施する。

- 2 預かり保育の実施日及び実施時間は、教育委員会が規則で定める。

(利用の届出等)

第4条 預かり保育の利用の届出の様式等については、教育委員会が規則で定め

る。

- 2 園長は、正当な理由があると認めるときは、預かり保育の利用を中止することができる。

(預かり保育料)

第5条 預かり保育の利用に係る保育料（以下「保育料」という。）の額は、必要に応じ徴収される実費相当額のほか、次の各号に定める利用時間の区分に応じ当該各号に定める保育料基準により教育委員会が規則で定める額とする。ただし、三期休園日において1月の利用日数が10日を超える場合は、11日分の額を超えない範囲で教育委員会が規則で定める額とする。

- (1) 4時間未満の場合 300円
- (2) 4時間以上6時間未満の場合 600円
- (3) 6時間以上9時間未満の場合 900円
- (4) 9時間以上11時間未満の場合 1,200円
- (5) 11時間の場合 1,500円

- 2 前項の規定にかかわらず、法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る保育料については、日額450円を上限として、既納の保育料を当該園児の保護者に還付するものとする。ただし、1月につき、その還付の額が11,300円を超える場合には、当該額は11,300円とする。

- 3 同一世帯から2人以上の園児の預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の保育料の額は、第1項の規定により教育委員会が規則で定める額に0.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年8月生駒市条例第14号）別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する園児の保育料は、無償とする。

(保護者の責務)

第6条 預かり保育を利用する場合の園児の送迎は、当該園児の保護者の責任において行うものとする。

2 預かり保育の利用に際し園児が疾病等にかかり、又は疾病等にかかっている疑いがあるときは、当該園児の保護者は、当該幼稚園の園長の指示に従わなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。